

別表第5 道路に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道等の有効幅員及び勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p> <p>ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小とすること。</p> <p>(3) 舗装等</p> <p>ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</p>

	<p>イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</p>
<p>2 路肩の確保及び区別化</p>	<p>自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。</p>
<p>3 歩道等と車道等との段差</p>	<p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</p> <p>(2) 交差点における切下げ</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p> <p>(3) 枝道等と交差する場合</p> <p>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面</p>

	と歩道等の路面とに段差を設けること。
4 沿道施設との段差	特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。
5 橋の取付け部	(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。
6 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。
7 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
8 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。 (3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。
9 立体横断施設	立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
10 休憩施設（ベンチ等）	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
11 道路附属物及び占用物の整	道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。

理	
1 2 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
1 3 案内板等	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板、説明板及び標識（以下この表、次表、別表第6の2及び別表第6の3において「案内板等」という。）を設けること。</p> <p>(2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>
1 4 照明施設	沿道の住民への影響を考慮しながら可能な限り照明施設を設けるものとし、歩行者等の通行部分の照度を確保すること。
1 5 階段	<p>(1) 地形の形態上やむを得ず道路上に階段を設ける場合には、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮すること。</p> <p>(2) 階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 踏面及びけあげの寸法は一定とし、踏面はつまずきにくい構造とすること。</p> <p>イ 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。</p> <p>ウ 幅は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 高低差300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>オ 階段の始終点に、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>カ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>キ 階段の始末端部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 傾斜路を併設すること。</p>
1 6 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差部には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。

	(2) 交差点には、必要に応じ、歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
17 駐車場(道路附属物としての自動車駐車場)	<p>(1) 駐車場を設ける場合には、次に掲げる構造等の車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 傾斜部に設けないこと。</p> <p>オ 原則として透水性舗装とすること。</p> <p>(2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。</p> <p>(3) 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</p> <p>エ 原則として透水性舗装とすること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則</p>

	<p>とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員及び勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</p> <p>ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</p> <p>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</p> <p>(3) 舗装等</p> <p>ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</p> <p>イ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</p>
<p>2 歩道等と車道等との段差</p>	<p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通</p>

	<p>行動線の方向と一致させること。</p> <p>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</p> <p>(2) 交差点における切下げ</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p> <p>(3) 枝道等と交差する場合</p> <p>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</p>
3 車両乗入れ部	<p>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
5 視覚障害者誘導用設備	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。</p> <p>(3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。</p>

	と。
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
7 休憩施設（ベンチ等）	高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
8 案内板等	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板等を設けること。</p> <p>(2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。</p>
9 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。